

「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する自主行動計画のフォローアップ調査（2022年度）集計結果

情報サービス産業協会 事業推進本部

2022年11月から12月にかけて、JISAでは、「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の一環として、会員各社の取引適正化に係る取組状況や課題を定量的に把握するため、経済産業省中小企業庁が定める業界横断的な自主行動計画の「フォローアップ指針」を踏まえた調査（以下「2022年度調査」という。）を実施した。

本調査は今後も定期的に実施する予定であり、回答企業への謝意と本調査の周知を兼ねて、2022年度調査の結果を本稿で紹介する。ご承知のとおり、本調査は、政府の重要施策の一つである未来志向型の取引慣行の醸成に資する取組であり、取引の現状と課題を把握する上で重要な意義を有している。会員各位には次年度以降も回答にご協力をお願いしたい。

[参考] 中小企業庁「令和4年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要」

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/017/003s.pdf>

【2022年度調査】

調査対象：JISA会員企業

調査期間：令和4年10月31日～12月6日

回答件数：64社

【調査の構成と見方】

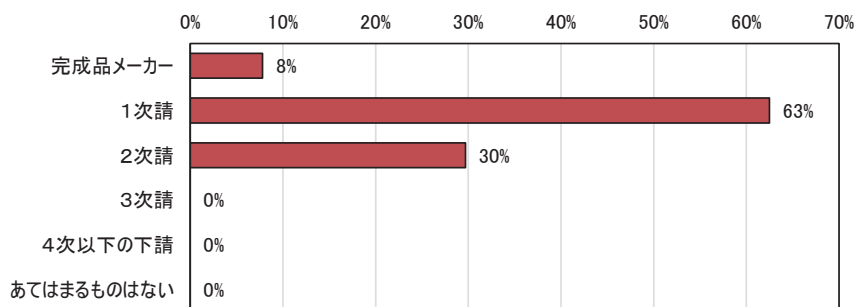
本調査は、本年より、調査票の構成を変更し、発注側用と受注側用でそれぞれ設問を集約した調査票で行い、それぞれの調査票は、役員や各部門への浸透を問う「Ⅰ. 基礎情報」、取引先について問う「Ⅱ. 仕入先（発注先）情報／販売先情報」、価格決定に当たり取引当事者双方が合意した事項の反映状況である「Ⅲ. 価格決定方法」、取引先との原価低減要請の状況を問う「Ⅳ. 原価低減要請、協賛金」、手形の利用状況、今後の利用の廃止の状況を問う「Ⅴ. 支払い条件」、2021年9月の自主行動計画に追加された「Ⅵ. 知的財産等への対応」、2019年3月の自主行動計画の改定での追加された「Ⅶ. 働き方改革への対応」、さらに発注者側については委託先管理ルールの作成や重層的な下請け取引の自粛、フリーランスとの取引状況等を問う「Ⅷ. その他」で構成している。

本稿ではそれぞれの設問項目毎に発注側・受注側の状況を比較できるよう並べ替えて掲載している。

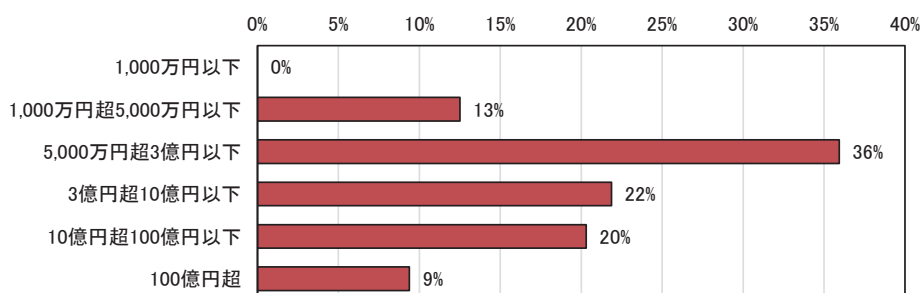
また本調査における対象取引は、本年より調査対象を下請法対象取引（狭義の下請取引）に限定するものや下請ガイドラインの対象となる取引に区分せず取引全般を広く含むものとしている。

回答者情報

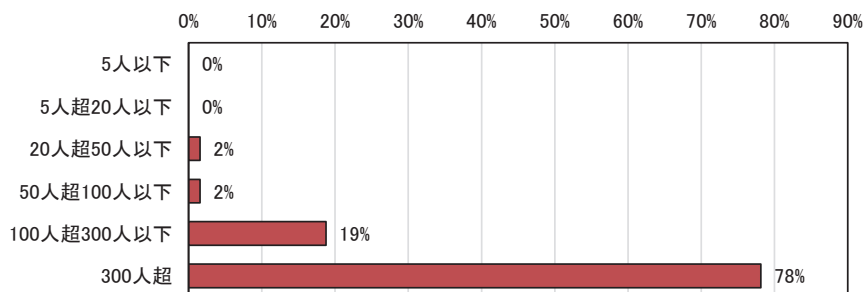
取引上の地位 設問1. 貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。



資本金規模 設問2. 貴社の資本金をお答えください。(単独決算)

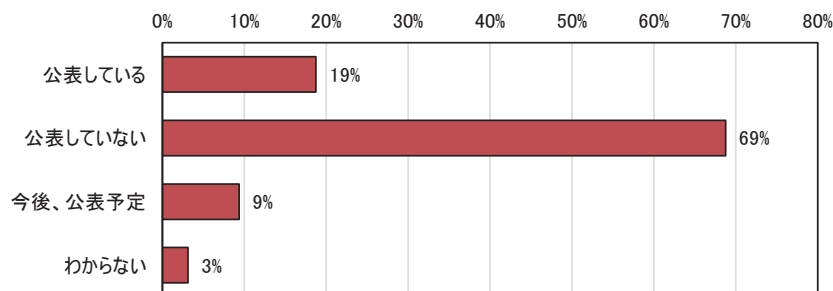


従業員規模 設問3. 貴社の従業員数をお答えください。(単独決算)



パートナーシップ構築宣言*の公表

*「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先（仕入先（発注先）又は販売先）や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

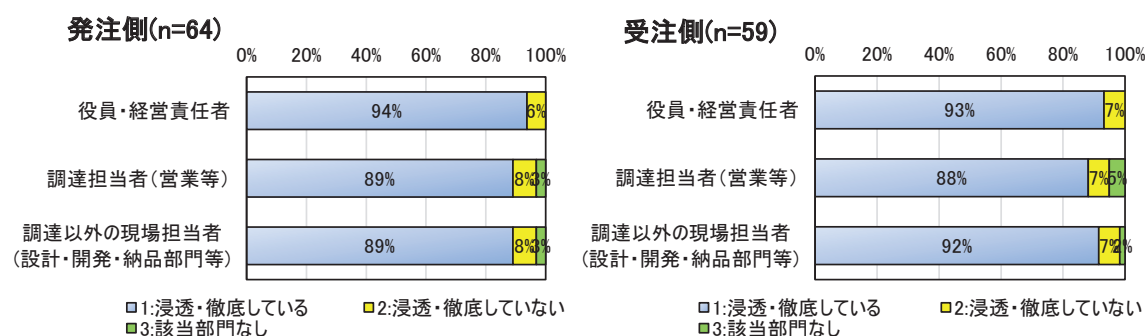


I. 基礎情報

関連法制・自主行動計画の周知

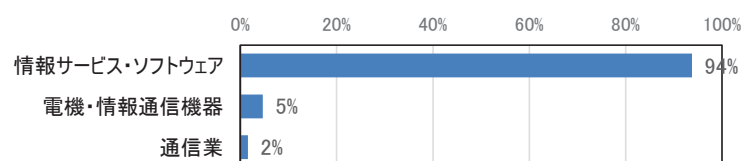
発注側 1. 業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門やそれぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。【各項目単一回答】

受注側 1. 業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門に対し、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。【各項目単一回答】

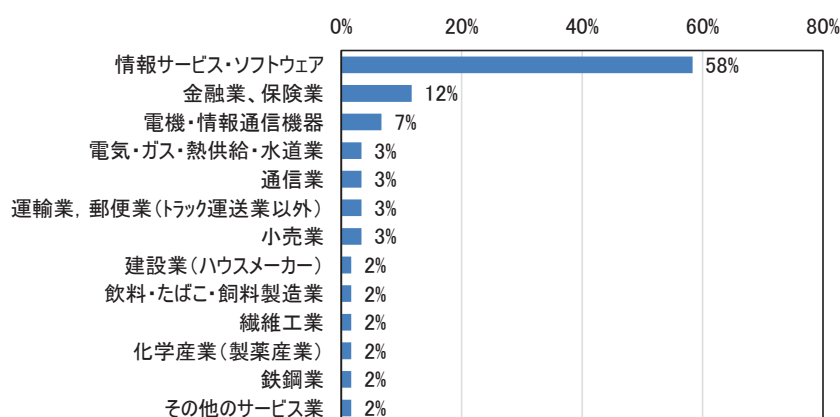


II. 仕入先（発注先）情報/販売先情報

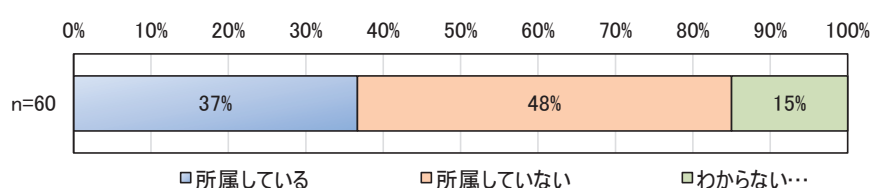
発注側 2. 継続取引のうち、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の業種をお答えください。【単一回答】



受注側 2. 継続取引をしている販売先のうち、取引金額が最も大きい販売先の業種を回答ください。【単一回答】



受注側 3. 取引金額が最も大きい販売先は、貴社と同じ業界団体に所属していますか。【単一回答】



取引内容

発注側3. 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との、取引内容についてお答えください。【複数回答可】

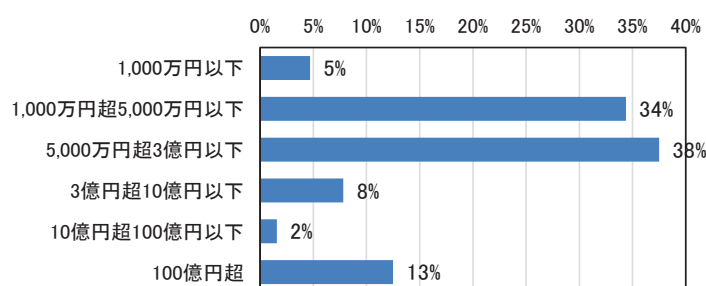
	回答	(n=64)
自社が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引	50	78%
労働者の派遣	19	30%
委託によらない物品やサービスの購入（標準品の購入など）	8	13%
自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引	1	2%
その他	2	3%

受注側4. 取引金額が最も大きい販売先の取引内容をお答えください。【複数回答可】

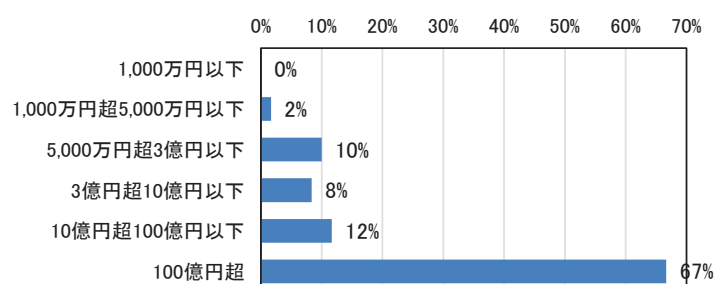
	回答	(n=59)
販売先が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引	44	73%
販売先が使用する物品、設備、サービスの委託取引	14	23%
労働者の派遣	8	13%
委託によらない物品やサービスの販売（標準品の販売など）	4	7%
その他	2	3%

取引先の規模

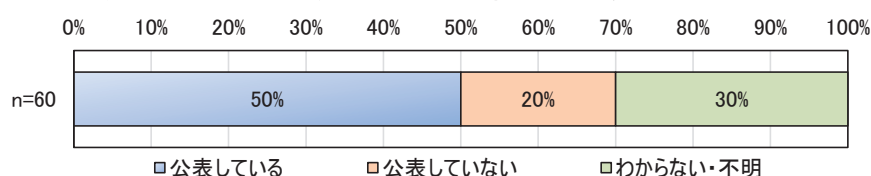
発注側4. 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の資本金額をお答えください。【単一回答】



受注側5. 取引金額が最も大きい販売先の資本金額をお答えください。【単一回答】



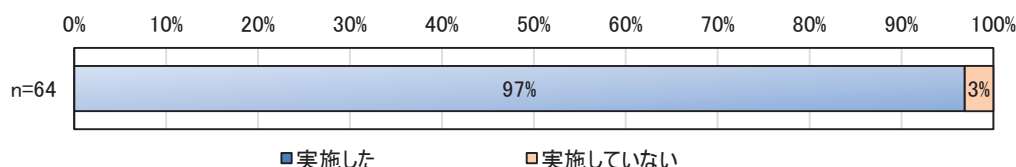
受注側6. 取引金額が最も大きい販売先は、パートナーシップ構築宣言を公表していますか。【単一回答】



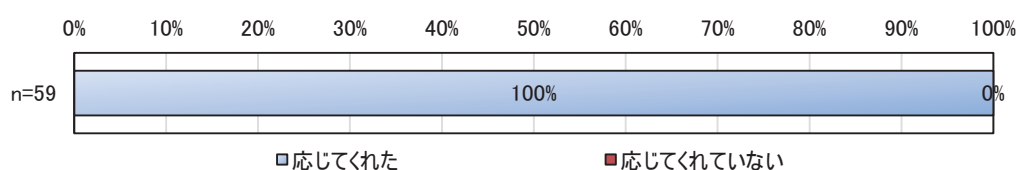
Ⅲ. 価格決定方法

価格決定の協議実施

発注側 5. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。【単一回答】※一部でも実施した場合は、「実施した」を選択してください。



受注側 7. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。【単一回答】

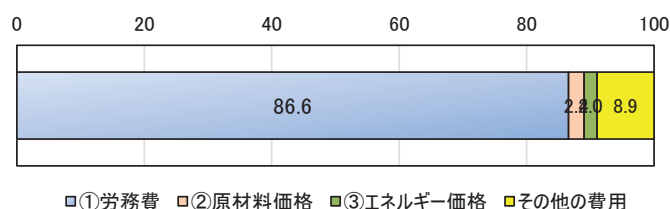


原価・コストの割合

受注側 8. 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④その他の費用）、費目ごとの原価・コストに占める割合はどの程度でしょうか。

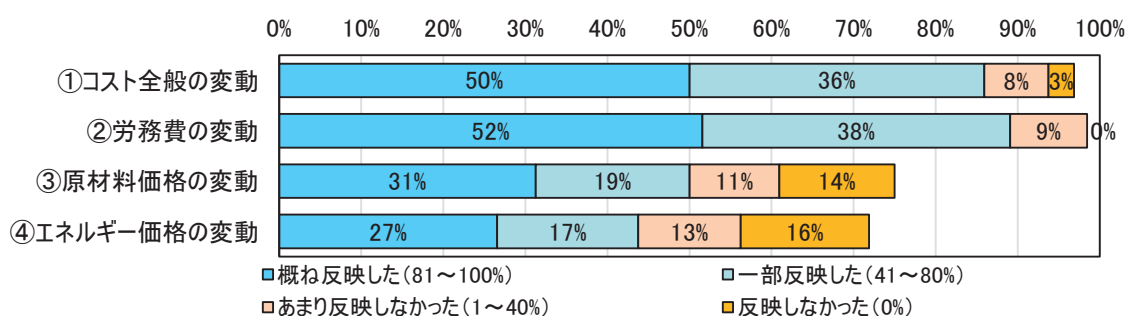
【各項目の合計が100%となるようにご回答ください。各項目の割合はおおよそで構いません。】

割合平均 n=33	(%)
①労務費	86.6
②原材料価格	2.4
③エネルギー価格	2.0
④その他の費用	8.9
合計	100

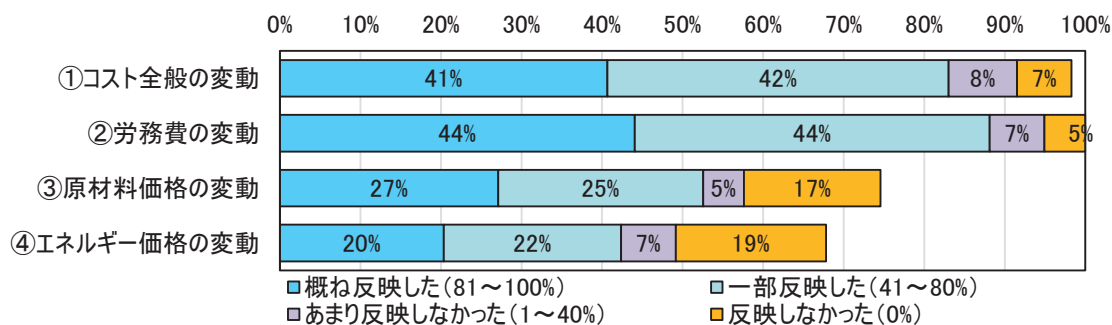


コストの反映状況

発注側 6-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】

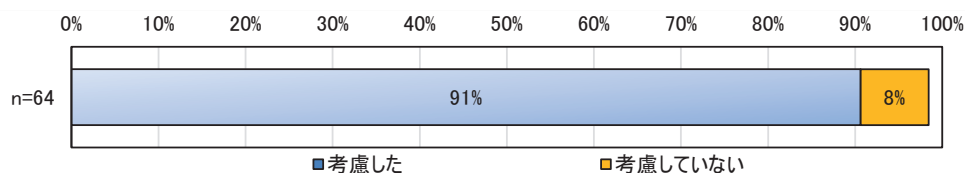


受注側8-1. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。【各項目単一回答】

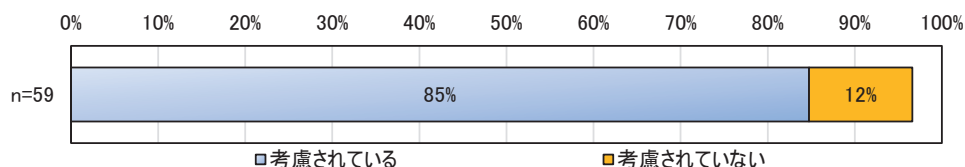


労務費の変動状況への考慮

発注側6-2. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について考慮しましたか。

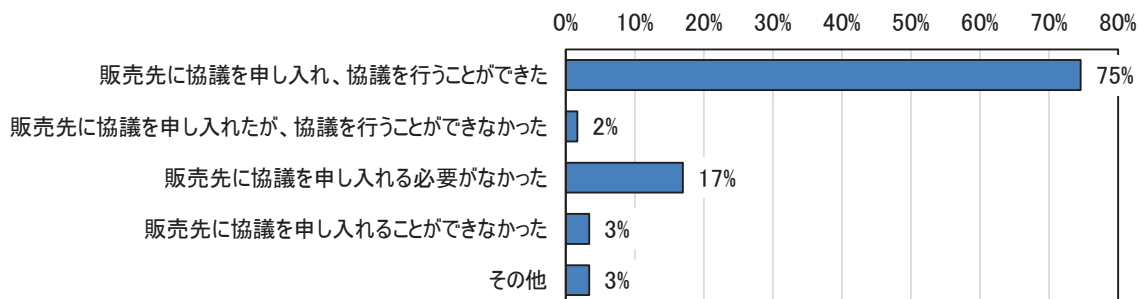


受注側8-2. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について考慮されていましたか。



価格見直しの協議申し入れ

受注側9. コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、貴社は、直近1年間で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行いましたか。【単一回答】



その他具体的内容

毎年、市場価格等を参考に見直しを申し入れ、合理的に決定している。

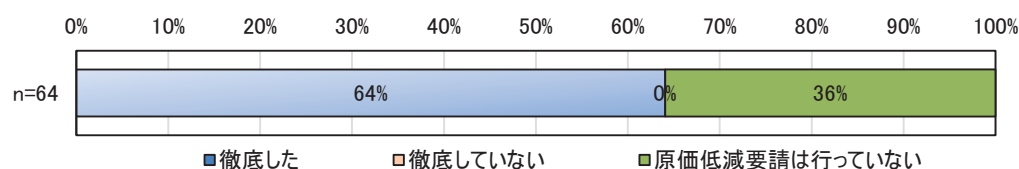
契約PJ毎で対応している。

Ⅳ. 原価低減要請、協賛金等

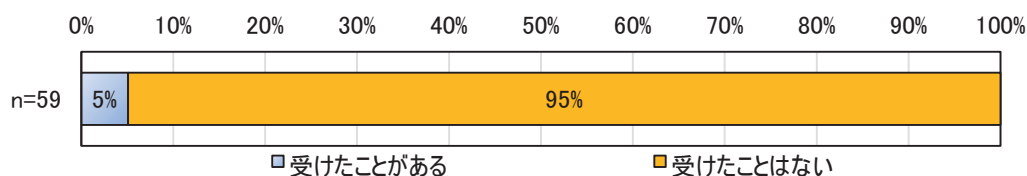
原価低減要請*

発注側 7. 直近 1 年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請*を行わないことを徹底できましたか。【単一回答】

*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等



受注側 10. 直近 1 年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請*を受けただけことがありますか。【単一回答】



協賛金

発注側 8-1. 直近 1 年間で、仕入先（発注先）に対して、金銭、役務その他の経済上の利益*の提供を要請しましたか。【単一回答】

*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

発注側 8-2. 要請した場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・用途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意することを徹底しましたか。【単一回答】

	回答数	回答比率		発注側 8-2	回答数
1：要請した → 8-2へ	1	2%	➡	1：徹底した	1
2：要請していない	63	98%		2：徹底していない	0

受注側 11-1. 直近 1 年間で、販売先から下請代金以外の金銭、役務その他の経済上の利益*の提供を要請されましたか。【単一回答】

*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

	回答数	回答比率
1：要請された	0	0%
2：要請されていない	59	100%

V. 支払い条件「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含みます。

代金の支払い方法

発注側9. 下請代金を手形等で支払っている場合*、その割合はどれくらいですか。【単一回答】

受注側12. 下請代金を手形等で受け取っている場合*、その割合はどれくらいですか。【単一回答】

*支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

	発注側（n=64）		受注側（n=59）	
全て現金払い	63	98%	56	95%
10%未満	1	2%	1	2%
10～30%未満	0	0%	1	2%
30～50%未満	0	0%	1	2%
50%以上	0	0%	0	0%
全て手形等の支払い	0	0%	0	0%

手形サイトの期間

発注側10. 下請代金を手形等で支払っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

受注側13. 下請代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】

	発注側（n=1）		受注側（n=3）	
30日（1ヶ月）以内	0	0%	0	0%
60日（2ヶ月）以内	0	0%	1	33%
90日（3ヶ月）以内	1	100%	2	67%
120日（4ヶ月）以内	0	0%	0	0%
120日（4ヶ月）超	0	0%	0	0%

支払い条件の変更による不利益

受注側14. 直近1年間で、支払い条件の変更*又は協議を行ったことにより、**不利益（取引価格の据え置きや割引手数料相当額の減額等）が発生しましたか。**【単一回答】

*約束手形の利用廃止、支払いの現金化、手形等の支払いサイト短縮

	受注側（n=3）	
1：発生した	0	0%
2：発生しなかった	3	100%
3：支払い条件の変更又は協議はなかった	0	0%

手形サイト短縮の取組

発注側11. 現在、**60日を超えるサイトの手形等**を利用している場合*、サイトを60日以内に変更する予定がありますか。

*下請振興法に定める振興基準では、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。」とされています。

	発注側（n=1）	
1：2024年までに60日以内に変更予定	1	100%
2：60日以内に変更する予定はない	0	0%
3：時期は未定だが、60日以内に変更予定	0	0%
4：60日を超えるサイトの手形等はない	0	0%

手形の利用の廃止に向けた取組

発注側12-1. 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止*を予定していますか。【単一回答】

*「約束手形の利用の廃止」は、現金振り込み払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指す。なお、下請振興法に定める振興基準では、「令和8（2026）年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するにあたっては、出来る限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」とされています。

	発注側（n=1）	
1：2026年までに利用を廃止する予定	0	0%
2：時期は未定だが、利用を廃止する予定	0	0%
3：利用の廃止に向けて検討中	1	100%
4：約束手形の利用の廃止予定はない→12-2へ	0	0%
5：現在、約束手形の利用はない	0	0%

発注側12-2. 発注側12-1で「4：約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。

約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。【複数回答可】

1：資金繰りがつかないため	回答対象 無し
2：資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	
3：電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	
4：取引先（仕入先（発注先）又は販売先）が電子的決済手段に対応しないため	
5：電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	
6：販売先から約束手形で支払われるため	
7：特に理由はない（これまでの慣習など）	

VI. 知的財産等への対応

発注側13-1. 直近1年間で、知的財産権等*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。【単一回答】

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

〈取組〉 仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない
仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない/
仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

	回答数	回答比率
1：実施した	43	67%
2：実施していない → 13-2	1	2%
3：該当する取引がなかった	20	31%

発注側13-2. 「実施していない」理由をお答えください。【複数回答可】

	発注側（n=1）	
1：実施する必要性を感じないため	0	0%
2：自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため	0	0%
3：知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からないため	1	100%
4：その他	0	0%

受注側15-1. 自己の保有する知的財産権等*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？【単一回答】

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

	回答数	回答比率
実施中 → 16へ	47	80%
実施予定 → 15-2へ	0	0%
未実施 → 15-2へ	0	0%
所有する知的財産権等はない → 17へ	12	20%

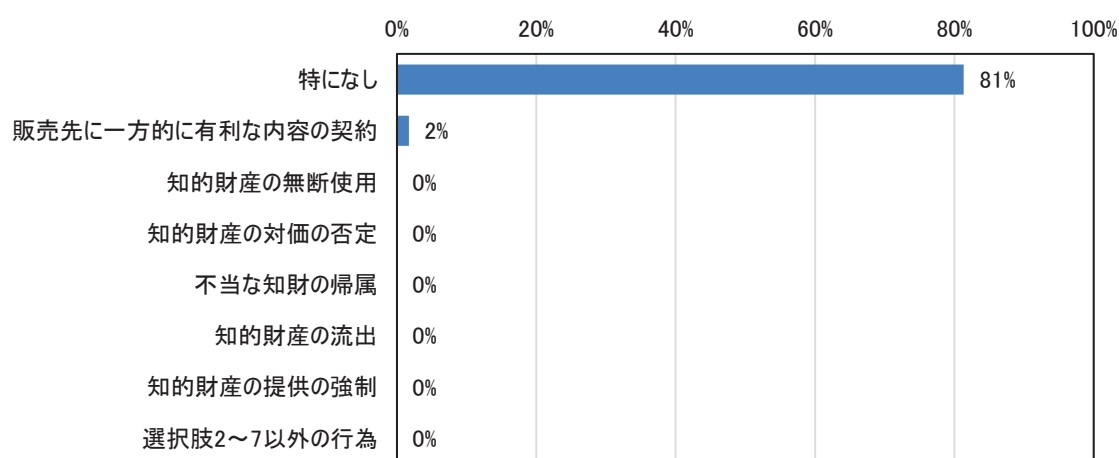
受注側15-2. 受注側15-1において、「2：実施予定」「3：未実施」と回答した方にお尋ねします。

実施していない理由をお答えください。【複数回答可】

知的財産権等は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため	回答対象 無し
知的財産権等の取扱いを定めるに当たって販売先が協議に応じたくない、契約書を一方的に示される等、販売先と十分に協議を行うことができていないため	
知的財産権等に関する取扱いの明確化のための具体的な手法が分からないため	
その他	

受注側16. 直近1年間で、知的財産権等*の取引において販売先から受けたことのある行為について、あてはまるものを選んでください。【複数回答可】

*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

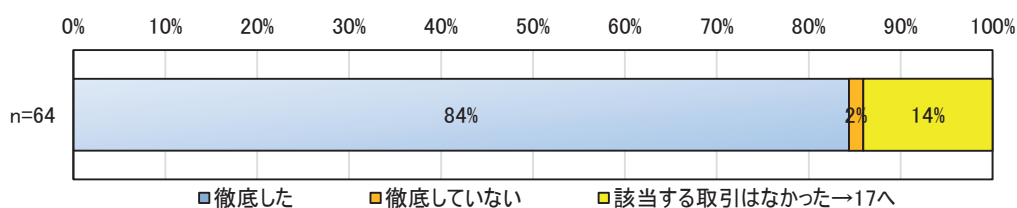


VII. 働き方改革への対応

発注側14. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*1の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せ*2を生ずることのないように徹底しましたか。【単一回答】

*1 時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

*2 急な仕様変更、短納期での発注、検収の遅れ、支払決済処理のズレによる入金遅れ、従業員派遣の要請、発注業務の拡大・営業時間の延長、祝休日出勤の要請等



発注先に他する影響

発注側15. 貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。【複数回答可】

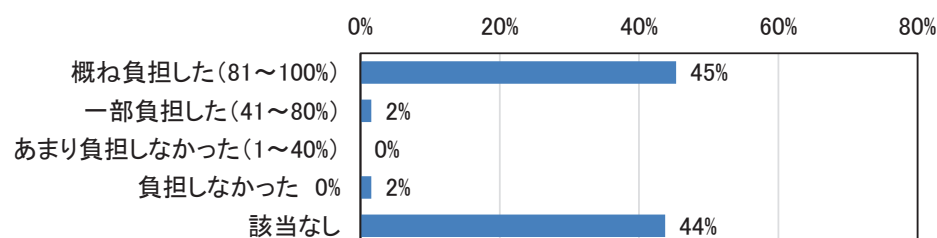
受注側17. 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。【複数回答可】

*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

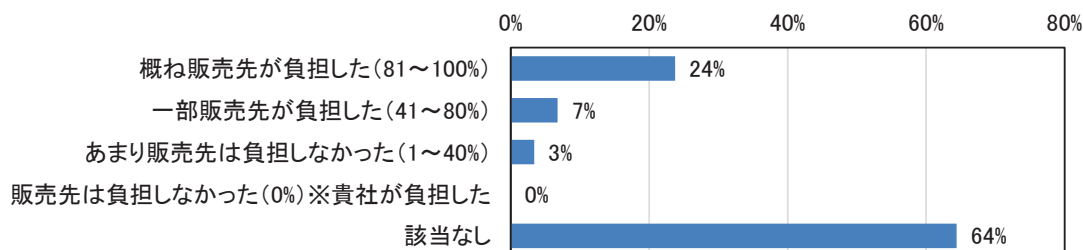
	発注側 (n=64)		受注側 (n=59)	
特に影響はない	53	83%	56	93%
急な仕様変更への対応の増加	0	0%	2	3%
短納期での発注の増加	1	2%	1	2%
検収の遅れ	0	0%	0	0%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	0	0%	0	0%
従業員派遣を要請	0	0%	0	0%
発注業務の拡大・営業時間の延長	1	2%	0	0%
祝休日出勤の増加	0	0%	0	0%
その他 テレワークの実施	0	0%	1	2%

コスト負担

発注側16. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。【単一回答】

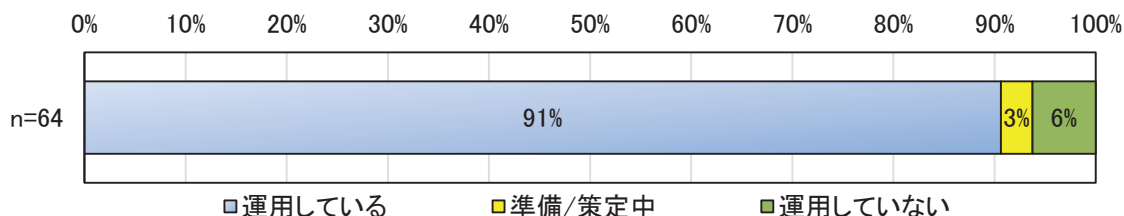


受注側18. 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業（販売先）が負担しましたか。【単一回答】

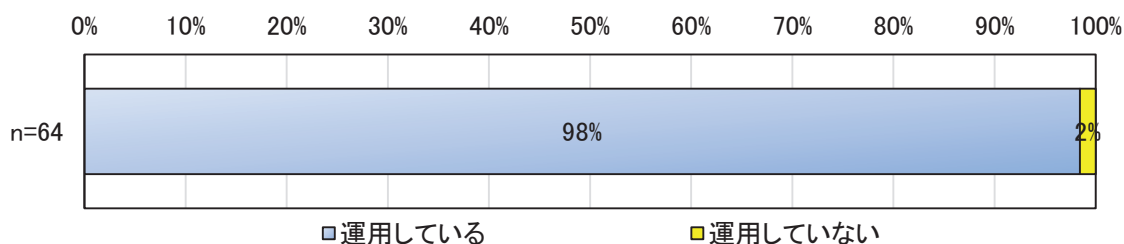


VIII. その他

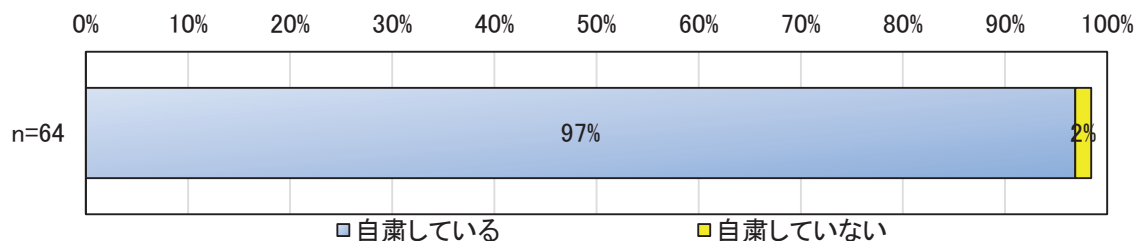
発注側17. 「発注側の立場」となる場合、委託先管理ルール(委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等)を策定し運用していますか。



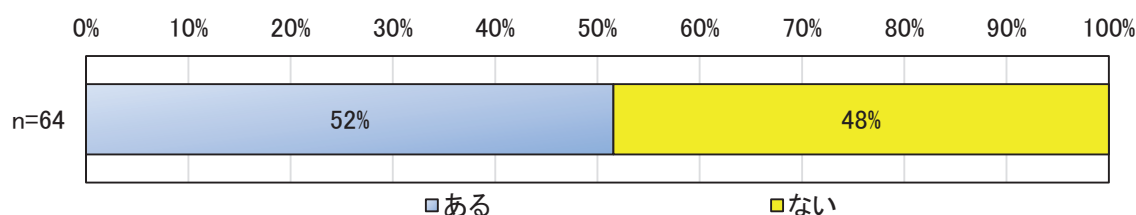
発注側18. 適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。



発注側19. 多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしています



発注側20-1. 貴社においてフリーランス（個人事業主）との取引はありますか。



発注側20-2. 上記質問で「ある」を選択した場合、フリーランス（個人事業主）との取引上の課題などがあればお答えください。

インボイス制度の経過措置が終了した後の免税事業者との取引継続 同4件

インボイス制度対応における免税事業者に対するフォロー

インボイス制度の実施による適格請求書発行事業者でない事業主との消費税転嫁の撤廃要求

来年の10月からのインボイス対応については今後の取引について影響がでている。基本的に届出をしない個人事業主とは契約の継続は難しい。

委託適正化の面でリスクが大きい為、必要最小限の利用としている。同2件

フリーランスになる前からの知人で、特に問題はない。

個人との委託に関わる不正な取引や情報セキュリティ事故の防止策についてのさらなる徹底。同2件

個人との契約となるため、情報漏洩などの情報セキュリティリスクが課題であると認識している。

業務委託する場合、病気・その他の事由により、契約不履行となるリスクが課題であると認識している。